電気設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事名 ______

２．工事場所 ______

３．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考

４．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別				備考
				屋外	
・電灯設備					
・動力設備					
・電熱設備					
・雷保護設備					
・受変電設備					
・電力貯蔵設備					
・発電設備					
・構内情報通信網設備					
・構内交換設備					
・情報表示設備					
・映像・音響設備					
・拡声設備					
・誘導支援設備					
・テレビ共同受信設備					
・監視カメラ設備					
・駐車場管制設備					
・防犯・入退室管理設備					
・自動火災報知設備					
・中央監視制御設備					
・構内配電線路					外灯設備を含む
・構内通信線路					
・テレビ電波障害防除					
・その他工事	別紙仕様書による				

５．指定部分　※ なし　・ あり（工　期：令和　年　月　日）（対象部分：　　）

６．概成工期　※ なし　・ あり（工事工期より　　日前）

Ⅱ．特記仕様書

１．一般事項

（１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版），公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編，令和４年版），国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，令和４年版）」による。

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお，機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図，建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

２．特記事項

（１）項目は番号に⊙印の付いたものを適用する。

（２）特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	※ 建設工事執行規則(昭和３９年３月宮城県規則第９号) ※ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱（最新版） ※ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成３１年版） ・ 宮城県建築工事写真撮影要領（宮城県土木部制定　平成１２年版）及び工事写真撮影ガイドブック＜電気設備工事編＞　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成３０年版）
	② 機材等	※ 本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ※ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は，日本産業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，壁装材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	３．機材の品質・性能証明	本工事着手前に機器製作図を提出し，監督職員の承諾を受ける。 また，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(一社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は，評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
	４．保険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し，写しを監督職員に提出する。
	５．雇用	本工事は，公共職業安定所の紹介する者の雇い入れに努める。
	６．施工計画書・施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書及び施工図等を作成し，監督職員の承諾を受ける。
	７．手続き	工事の着手，施工及び完成において，官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督職員と協議の上，受注者が遅滞なく処理する。なお，当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
	８．施工条件	別添の施工条件明示書による。
	９．工事の一時中止	工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は，工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には，中止時点における工事の出来高，搬入材料及び建設機械器具等の調書，中止期間中の体制及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。
	10．工事実績情報の登録（CORINS）	請負額が500万円以上の場合は，工事実績情報を登録する。 受注時，変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け，登録手続きを行い，工事カルテの受領証を，監督職員に提出のこと。
	11．事故報告	施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，「事故報告書」を別に指示する期日までに監督職員に提出する。
	12．電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては，電気保安技術者を置くものとする。
	13．工事用電力，水，他	本工事に必要な工事用電力，水などの費用は引渡まですべて受注者の負担とする。
	14．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・ できない
	15．監督職員事務所	※ 設けない　・ 設ける（　号・・・建築工事）
	16．足場，さん橋類	・ 別契約の関係請負者が設置したものは，無償で使用できる。　・ 本工事で設置する。 なお，枠組足場を設ける場合は，「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	17．工事表示板	※ 設置する　設置枚数　１枚 営繕工事における工事及びコスト表示要領(平成14年2月6日宮城県土木部営繕課･設備室制定)により設置する。 ・ 設置しない
	18．工事用通路	※ 指定しない　・指定する（図示）
	19．発生材の処理等	発生材の処理 ・ 引渡しを要するもの（　　） ・ 特別管理産業廃棄物（・ ＰＣＢ使用機器　・　　） 受入施設名・所在地　： ・ 現場において再利用を図るもの（　　） ・ 再資源化を図るもの

種類	受入施設名	所在地（ｋｍ）	備考

・ その他安定型廃棄物（　　）
受入施設名・所在地　：
・ その他管理型廃棄物（　　）
受入施設名・所在地　：
ＰＣＢを含有する機器等については飛散，流出がないように適切な場所に保管し，工事完了後監督職員に引き渡す。

章	項目	特記事項
一般共通事項	20．残土処理	※ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出
	21．耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は，「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（(独）建築研究所監修)による。本工事の施設分類は（・ 特定の施設　・ 一般の施設）で地域係数は１とし，設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお，（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

設計用標準震度 / 設置場所	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類
・ 配電盤　・ 発電装置　・ ＵＰＳ装置　・ 直流電源装置
・ 交換機　・ 受信機（自立型）　・ 中央監視装置　・ 情報通信ラック
重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても，耐震を考慮し，据付等を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。

章	項目	特記事項
一般共通事項	22．風圧加重	※ 風速６０ｍ／ｓ　・　　ｍ／ｓ ・ 雷保護設備受雷部　・ 照明ポール・基礎　・ テレビ共同受信装置アンテナ・アンテナマスト
	23．他工事との工事区分	他工事との工事区分は図面に特記なき場合，「各工事の工事区分表」による。
	24．保温，結露防止	外部に面する壁，天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは，保温，結露防止処理を行う。
	25．電線類	本工事では環境配慮の観点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。
	26．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管は，ＰＦ管(一重管)とし，温度による分類はタイプ－25とする。
	27．二種金属製可とう管	露出箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし いんぺい箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし
	28．電線本数，管路など	分電盤，制御盤，端子盤などの２次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは，監督職員の承諾を受け変更してもさしつかえない。
	29．インサート	鋼鉄製とする。なお，床版で保温板打込み部分は，断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。
	30．呼び線	長さ１m以上の通線しない電線管には，１．２㎜以上のビニル被覆鉄線を通線する。
	31．フラッシュプレート	図面に特記なき場合，（※ 金属製（ステンレス・新金属も含む）　・ 樹脂製）とする。
	32．フロアプレート･ベース	※ 水平高低調節付（空転防止リング付）　・ 銅合金製　・ アルミ合金製
	33．ハンドホール蓋	県章およびチェーン（ステンレス製）付のものとする。
	34．支持金物，固定金物	屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製とし，屋外機器のアンカーボルトのナットには，ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 また，振動をともなう機器の支持金物のナットは，ダブルナットとする。
	35．あと施工アンカー	施工方法　・ 接着系（※ 有機系　・ 接着剤） ・ 金属拡張系（※ 本体打込式　・　　） 性能・施工確認　※ 行わない　・ 行う
	36．接地極の種別・表示等	接地極は図面に特記なき場合，下表による。なお，ＥＢの長さは１，５００㎜とする。 ただし，Ｄ＝１０は１，０００㎜，Ｗ＝３０は１，２００㎜とする。 装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

	接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格，数量
・	雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	ＥＰ×２
・	雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×　連－　組
・	共同接地	EA・ED・ELH	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	Ａ種	EA	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	Ｂ種	EB	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×２
・	Ｃ種	EC	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	Ｄ種	ED	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×１
・				
・	構内交換機（陽極）用	Et	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－　組
・	本配線盤の保安装置	EAt	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	電話引込口の保安器	EDt	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×１
・	拡声増幅器	EDa	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×１
・	防犯装置用	ES	Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－　組
・				
・	測定用	Eo	――	ＥＢ(Ｄ＝10又はＷ＝30)×１
・	避雷器用（低圧用）	ELL	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	避雷器用（高圧用）	ELH	10Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×３連－２組
・	避雷器用（モデム用）	EMD	100Ω以下	ＥＢ(Ｄ＝14又はＷ＝40)×１
・	構造体接地			建築構造体利用（通信用も含む）

章	項目	特記事項
一般共通事項	37．総合調整	各機器の個別運転後に総合調整を行い，報告書を提出すること。 ・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 照明装置　・ 構内交換設備　・
	38．塗装工事	下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ※ 屋外　※ 居室　・
	39．山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが1.5mを超える場合には，山留めを行うものとする。
	40．舗装工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針(下巻)２２章（舗装工事）による。
	41．はつり	既存コンクリート床，壁などの配管貫通は，原則としてダイヤモンドカッターによる。
	42．再使用機器	再使用する機器は，現場内で清掃，絶縁抵抗測定のうえ，取り付ける。
	43．撤去後の補修等	機器撤去後の天井，壁及び床等の補修は，既存仕上げと同等とする。なお，施工に際し，既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は，原状に復旧する。
	44．アスベスト	アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り，事前調査を実施し，調査結果を整理のうえ，監督職員へ報告すること アスベスト使用状況（　　）
	45．有害物質の取り扱い	ＰＣＢ（変圧器，コンデンサ，安定器等）、鉛・カドミウム（鉛蓄電池，小形二次電池等）、水銀、放射性物質（イオン化式感知器等）の有害物質の含有を搬出前に確認し、監督職員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督職員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。
電灯設備	１．工事範囲	・ 配管　・ 配線　・ 分電盤類　・ 機器類
	２．電気方式	・ 幹線　単相３線式　１００／２００Ｖ　５０Ｈｚ ・ 分岐　単相３線式　１００／２００Ｖ ・ 分岐　単相２線式　１００Ｖ
	３．施工方法	幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線 分岐　電灯　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線　・ その他（　　） コンセント　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ フロアダクト配線　・ その他（　　） 屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線 ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製
	４．照明器具	ＬＥＤ　・ 一体型　・ 直管型(JEL801)　・ 直管型(JEL802)　・ ダウンライト　・ その他
	５．防災用照明器具	・ 非常用照明器具（※ 電池内蔵形　・ 電源別置形） ・ 誘導灯（※ ＬＥＤ誘導灯　・ 誘導標識）
	６．照度測定	照度測定は，原則，本工事範囲全て行うものとするが，これにより難い場合は監督職員との協議による。
	７．ハイテンションアウトレット	※ 銅合金製　・ アルミ製 ※ 飛び出し形　・ 外部固定形
	８．人感センサプレート	照明の人感センサ制御を行う部屋には，注意プレートを設置する。
	９．予備配管	埋込形分電盤からの立上り予備配管は，予備の配線用遮断器が４個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本，５個以上の場合は（ＰＦ２２）を２本以上，天井裏まで立上げる。 梁下に配管・配線スペースのない梁には，１スパンにＶＥ（３６）２本を予備スリーブとして埋込む。
動力設備	１．工事範囲	・ 配管　・ 配線　・ 制御盤類
	２．電気方式	・ 幹線　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ ・ 分岐　三相３線式　２００Ｖ
	３．施工方法	幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線　・ その他 分岐　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ その他 屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線 ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製
	４．警報盤	※ 壁掛形（電源装置　※ 内蔵　・ 別置）　・
	５．電磁開閉器用押釦（遠方操作用）	※ 埋込連用形配線器具　・
	６．機器への接続	電動機などへの接続は本工事とする。
	７．電動機等の接地	図示以外は金属管接地とする。
	８．進相用コンデンサ	各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。
	９．電気自動車用充電装置	・ 機器類　・ ・ 普通充電装置　電圧　相　Ｖ　・ 屋外型　・ 屋内型 ・ 急速充電装置　直流電圧　Ｖ
電熱設備	１．電気方式	幹線　相　線式　Ｖ　５０Hz 分岐　相　線式　Ｖ
	２．施工場所及び面積	・　（　㎡）　・　（　㎡）
雷保護設備	１．工事範囲	・ 受雷部　・ 引下げ導線　・ 接地極埋設
	２．受雷部	・ 突針　・ 棟上導体　・ 笠木（別途）など
	３．避雷導線	・ 引下げ導線　・ 構造体利用
	４．接地極	※ 接地極埋設　・ 構造体利用（測定時期　回数　）
	５．測定用補助接地極	・ 設置
受変電設備	１．工事範囲	・ 機器類　・
	２．電気方式	・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ ・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ　・ 低圧　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ
	３．引込ケーブル	・ ＥＭ－ＣＥＴ３８°　・ ＥＭ－ＣＥＴ６０° ・ ＥＭ－ＣＥ３８°－３Ｃ　・ ＥＭ－ＣＥ６０°－３Ｃ　・
	４．配電盤	・ 屋内形　・ 屋外形（防塵処理及び結露対策を施す） ・ キュービクル式配電盤　・ 高圧閉鎖配電盤　・　・
	５．主遮断装置	※ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ－Ｓ）　・ 高圧交流遮断器（ＣＢ） 定格遮断電流　ｋＡ
	６．高圧機器類	・ 油入式　・ モールド ・ 手動　・ 電動　・電磁
	７．変圧器	・ 単相変圧器　ｋＶＡ　・ 三相変圧器　ｋＶＡ （油入式：JIS C4304-2013適合品 乾式：JIS C4306-2013適合品）
	８．進相用コンデンサ	※ 低圧　・ 高圧 ・ 油入式　・ モールド　・ガス式
	９．リアクトル	・ ６％　・ １３％ ・ 油入式　・ モールド
	10．自動力率制御装置	※ メーターリレー形　・ 静止形
	11．測定用補助接地極	・ 設置
電力貯蔵設備	１．直流電源装置	※ 非常用照明器具電源，受変電設備制御電源併用　・ 受変電設備制御専用　・ 非常用照明器具専用 蓄電池　・ 鉛蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　） ・ アルカリ蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ　・　） ・ リチウムイオン電池
	２．交流無停電電源装置	用途（　　） 容量　ｋＶＡ 蓄電池　・ 鉛蓄電池（・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　） ・ アルカリ蓄電池（・ＡＨ　・ＡＭＨ　・　） ・ リチウムイオン蓄電池
発電設備	１．工事範囲	・ 機器類　・
	２．形式	・ 簡易形　・ キュービクル式　・ オープン形　・ ・ 屋内形　・ 屋外形
	３．発電機	電気方式　相　線式　５０Ｈｚ　電圧　Ｖ　定格出力　ｋＶＡ　運転時間　時間
	４．原動機	種類　・ ディーゼル　・ ガスタービン　・ 定格出力　ｋW以上（　ＰＳ以上） 始動方式　※ 電気式　・ 空気式 冷却方式　・ ラジエータ式　・ 水冷循環式
	５．燃料	種類　・ 軽油　・ 灯油　・ Ａ重油 燃料小出槽　Ｌ 主貯油槽　・ なし　・ あり（・ 別途　・ 本工事：　）
	６．太陽光発電装置	太陽電池アレイ公称出力　ｋW パワーコンディショナ　相　線式　定格電圧　Ｖ　定格出力　ｋW 自立運転　・ 有　・ 無 蓄電池　・ 有（定格容量　ｋWｈ）　・ 無
	７．系統連系	・ 有　・ 無
構内交換設備	１．工事範囲	・ 交換機　・ 電話機　・ 配線（・ 全部　・ 端子盤以降）
	２．電話交換機	形式　・ ボタン電話装置　・ デジタルＰＢＸ　・ＩＰ－ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ 回線数　局線　／　回線　内線　／　回線
	３．電話機への配線	電話機１台につき，下記のものを見込む。 ・ ＥＭ－ＴＩＥＦ０．６５－２Ｃ（・ ２０ｍ　・　） ・ ＥＭ－ＥＢＴ０．４－２Ｐ（・ ２０ｍ　・　） ・ ワイヤープロテクタ（樹脂製　外形寸法約２０×８）１．５ｍ
	４．ローテンションアウトレット（亀甲形）	※ 一般電話用　個（・ 納入する　・ 取り付ける） ※ 銅合金製　・ アルミ製
	５．保安器用接地	※ 本工事　・ 別途工事
通信・情報設備	１．工事範囲及び施工方法	

項目	工事範囲			施工方法		
	配管	配線	機器類	合成樹脂管配線	金属管配線	ケーブル配線
・ 構内情報通信網	・	・	・	・	・	・
・ 情報表示	・	・	・	・	・	・
・ 映像・音響	・	・	・	・	・	・
・ 拡声	・	・	・	・	・	・
・ 誘導支援	・	・	・	・	・	・
・ テレビ共同受信	・	・	・	・	・	・
・ テレビ電波障害防除設備	・	・	・	・	・	・
・ 監視カメラ	・	・	・	・	・	・
・ 駐車場管制設備	・	・	・	・	・	・
・ 防犯・入退室管理	・	・	・	・	・	・

ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製　・

章	項目	特記事項
通信・情報設備	２．構内情報通信網設備	種類　・ １０ＢＡＳＥ－Ｔ　・ １００ＢＡＳＥ－ＴＸ　・ １０００ＢＡＳＥ－Ｔ ・ １０ＧＢＡＳＥ－ＳＲ　・
	３．情報表示設備	・ 親時計　回線（※ 壁掛形　・ 自立形） （・ 電子式チャイム組込　・ プログラムタイマ組込）
	４．映像・音響設備	・ 増幅器　Ｗ ・ ＶＴＲ（・ ＤＶＤ　・ ＢＤ　・ Ｓ－ＶＨＳ　・　） ・ プロジェクタ（※ 前面投射式　・ 背面投射式） ・ 音響設備（・ ＣＤ　・ オーディオレコーダー　・　・　）
	５．拡声設備	・ 一般放送用　・ 非常放送兼用 ・ 増幅器　Ｗ（※ 卓上形　・ キャビネットラック形）
	６．誘導支援設備	・ インターホン　・ トイレ等呼出装置　・ 音声誘導装置
	７．テレビ共同受信設備	・ テレビアンテナ（・ ＡＵ－　・ ＣＳＢＳＡ－　・ ＣＳＡ－　） ・ 地上波アンテナマスト（※ 壁面取付形　・ 自立形） ・ ＢＳアンテナマスト（・ 壁面取付形　・ 自立形） ・ 電界強度測定及び受信調査（※ 全チャンネル）
	８．テレビ電波障害防除設備	・ 事前調査　・ 機器類
	９．監視カメラ設備	・ 白黒方式　※ カラー方式 ・ 伝送方式（・ アナログ　・ ネットワーク）
	10．駐車場管制設備	・ 管制盤　・ 検知器（・ 光線式　・ ループコイル式） ・ 信号灯・警報灯　・ 発券機　・ カーゲート　・ カードリーダー
	11．防犯・入退室管理設備	・ 接地工事（※ 本工事　・ 別途）
火災報知設備	１．工事範囲	・ 配管　・ 配線　・ 機器類
	２．火災報知装置	・ 壁掛形　・ 自立形 ・ 受信機　型　級　回線（　アドレス） ・ 複合盤　型　級　回線（火報　回線，自動閉鎖　回線，ガス漏れ　回線） ・ 副受信機　型　級　回線 ・ 機器収容箱　・ 専用形（・ 埋込形　・ 露出形）　・ 屋内消火栓箱に組込み ・ 感知器類　型用　総数　個（・ 自動試験機能付）
	３．非常警報装置	・ 非常ベル（自動式サイレンを含む）　・ 非常放送装置
	４．自動閉鎖装置	・ 連動制御器 ・ 自動閉鎖装置（・ 防火戸用　・ 防煙ダンパ用　・ 防火シャッター用） ・ 感知器
	５．ガス漏れ火災警報装置	・ 受信機　回線（・ 都市ガス用　・ 液化石油ガス用） ・ 単独（・ 壁掛形　・ 自立形）　・ 火災受信機などとの複合盤 ・ 検知器 ・ 併設　・ 連動 ・ 定格電圧（・ ＡＣ１００Ｖ　・ ＤＣ２４Ｖ） ・ ガス検知出力信号（・ 有電圧出力方式　・ 無電圧接点方式）
	６．消火器類	・ 消火器　種別　・　数量　本 ・ 消火器収納箱　仕様　・　材質　・　数量　面
中央監視制御設備	１．工事範囲	・ 配管　・ 配線　・ 機器類
	２．監視制御対象設備	・ 動力設備　・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 火災報知設備
	３．表示操作盤	・ 壁掛形　・ 自立形 組込み機器　・　・ ・　・
	４．監視制御装置	構成機器　・ グラフィックパネル　・内照式液晶ディスプレイ　・ 操作卓 ・ 監視操作装置　・ 信号処理装置　・ 伝送装置　・ 分散処理装置 ・ 中央処理装置　・ 補助記憶装置　・ 記録装置　・ 電源装置 ・ 帳票用印字装置（・ インクジェット式　・ 写真式）
構内配電線路	１．工事範囲	・ 管路　・ 配線　・ 機器類
	２．電気方式	・ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Hz ・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ ・ 低圧　単相３線式　１００／２００Ｖ ・ 低圧　単相２線式　１００Ｖ
	３．布設方法	※ 地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＧＬＴ　・ 厚鋼電線管）　・ 架空線式
	４．柱上機器	・ 高圧負荷開閉器　※ 一般用　・ 耐重塩じん用 ※ 地絡継電器付き（※ 方向性　・ 無方向性） ・ 避雷器　※ 一般用　・ 耐塩用 ・ 高圧カットアウト，がいしなど　※ 一般用　・ 耐塩用
	５．高圧ケーブルの端末処理	屋外側　※ 一般用　・ 耐塩用 ※ 処理者銘板取付（屋内外共，線名，作業日，氏名を表示）
	６．その他	東北電力（株）外線工事基準（架空線編）に準ずる。
	７．外灯設備	・ 定格電圧　Ｖ　W
	８．沈下対策	地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は，沈下対策を施す。（　　）
	９．標識シート	・ 高圧ケーブル　・ 低圧ケーブル
	10．予備配管	屋外キュービクルから第１ハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ１００：１本）を設ける。 分電盤，動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ８０：２本）を設ける。
構内通信線路	１．工事範囲	・ 管路　・ 配線
	２．用途	・ 電話用　・ 時計，拡声用　・ 火災報知用
	３．施工方法	※ 地中埋設式（・ ＦＥＰ　・ ＧＬＴ　・ 厚鋼電線管）　・ 架空線式
	４．標識シート	※ 弱電用
解体工事	１．特記事項 ※建物一式のとりこわし工事に適用とし，機器等の改修工事は適用外	①施工計画書には産業廃棄物処理計画を記載するとともに，解体施工前に事前調査行い，その結果を「指定様式２－１　建設副産物処理表（施工前調査表）」としてあらかじめ監督職員に提出すること ②撤去品の一切については，有害物質等の含有又は含有の可能性の有無について改めて調査を行い，その結果を「指定様式２－２　建設副産物処理表（撤去品調査後）」として監督職員に提出すること ③上記②により新たな有害物質等の含有又は含有の可能性がある撤去品を確認した場合には，速やかに監督職員と協議するとともに，産業廃棄物処理計画の変更を行い，監督職員の確認を得たうえで処理・処分すること ④撤去品の取扱については，関係法令等に従い適切な処理・処分を行うとともに，その結果を「指定様式２－３　建設副産物処理表（最終）」として監督職員に提出すること

表２「機器取付高さ」　図面に特記なき場合は下表による。ただし，これによりがたい場合は監督員と協議する。

電力設備	名称	測点	取付高（㎜）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	約　1,800
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
電灯	スイッチ（一　般）	床上～中心	1,300
	〃（和　室）	〃	1,200
	コンセント（一　般）	〃	300
	〃（和　室）	〃	150～ 200
	〃（台　上）	台上～中心	100
	〃（ファン用）	床上～下端	ファン下端
	〃（厨　房）	床上～中心	800～1,000
	〃（車　庫）	〃	1,300
	〃（機械室）	〃	500～1,000
	〃（土　間）	〃	800～1,300
	ブラケット（一　般）	床上～中心	2,100～2,300
	〃（踊　場）	〃	2,000～2,500
	〃（鏡　上）	鏡上端～中心	150
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	開閉器箱	〃	1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300
身障者用	非常ボタン(便所用)	床上～中心	400、900
	壁付インターホン(親機)	〃	1,300
	〃（玄関子機）	〃	1,100
	廊下表示灯(復旧ボタン付)	〃	1,300
	身障表示ランプ	〃	1,500
	スイッチ	〃	1,100

通信設備	名称	測点	取付高（㎜）
電話	引込線留め高	地上～引込点	
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	端子盤(廊下、室内)	床上～下端	300
	〃（ＥＰＳなど）	床上～中心	1,500
	壁付アウトレット(一　般)	床上～中心	300
	〃（和　室）		150～200
時計・拡声・通信設備	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	子時計	〃	2,300
	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	壁付アッテネータ	〃	1,300
	壁付インターホン(一　般)	床上～中心	1,300
	〃（身体障害者）	〃	1,300
	壁付アウトレット(一　般)	〃	300
	〃（和　室）	〃	150～200
	機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット(一　般)	床上～中心	300
	〃（和　室）	〃	200
警報・表示等	表示盤	床上～中心	2,300
	壁付発信機	〃	1,300
	ベル，ブザー，チャイム	〃	2,300
	壁付押しボタン(一　般)	床上～中心	1,300
	〃（身体障害者玄関）	〃	900
火災報知器	受信機	床上～中心	800～1,500
	副受信機	〃	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	〃	800～1,500
	表示灯	床上～中心	2,100
	ベル	〃	2,300
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	250
	都市ガス用検知器（軽質）	天井～上端	150
	〃（重質）	床上～上端	250

表１「完成書類」　引き渡し時には下記の書類を提出する。

名称	完成書類	部数	名称	完成書類	部数
１　完成調書	営繕工事完成引渡要領 （令和３年４月１日版）	１部	６　取扱説明書 ①保守に関する案内書 ②機器別取扱説明書 ③緊急連絡先一覧 ④各種保証書	Ａ４版：黒表紙金文字製本 （２　完成図書と合本可）	１部
２　完成図書	Ａ４版：黒表紙金文字製本 （機器完成図，取扱説明書と合本可。ただし，厚さが８０㎜を越える場合は分冊とする。）	１部	７　管理の手引き ①工事概要書 ②機器完成図 ③機器別取扱説明書 ④保守に関する案内書 ⑤緊急連絡先一覧表	Ａ４版：チューブ式ファイル	１部
３　完成図(縮小)	白焼縮小製本 Ａ３版二つ折り うち１部は設備課保管	２部	８　工事写真 ①施工写真	Ａ４版：チューブ式ファイル （着手前，施工状況，完成の各写真）	１部
４　完成図・施工図 （電子データ）	JWW又はDXF形式のCADデータ及びPDF形式	ＣＤ ２枚	②完成写真	Ａ４版：ペーパーファイル 完成届に添付	１部
５　機器完成図 ①機器別完成図 ②機材材質証明書 ③機材検査成績書 ④工場試験成績書 ⑤工場立会検査成績書 ⑥現場据付試験成績書 ⑦総合試運転成績書	Ａ４版：黒表紙金文字製本 （２　完成図書と合本可）	１部	９　工事に関する書類 ①施工計画書 ②施工要領書 ③承諾書・確認書 ④協議書 ⑤打合せ議事録 ⑥工事週報又は日報 ⑦安全に関する書類 ⑧廃棄物管理票の写し	Ａ４版：チューブ式ファイル	１部

注記：機器参考図について

本図面中で，機器の品質・グレードを規定する目的で機器の寸法形状や諸元を参考図として記載している。

これらのものについては，その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

電気設備改修工事特記仕様書			
R5.04　宮城県土木部 設備課		図面番号	
課長	総括 課長補佐	班長	班員

宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
電話　022-211-3267
FAX　022-211-3190
宮城県土木部設備課

工事名称		全葉	図面番号
図面名称	電気設備改修工事特記仕様書		